長崎県建築基準条例の一部を改正する条例

長崎県建築基準条例(昭和46年長崎県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

Storeth and the state of the st	
改正後	改正前
目次	目次
第1章及び第2章 略	第1章及び第2章 略
第3章 特殊建築物及び長屋	第3章 特殊建築物及び長屋
第1節~第4節 略	第1節~第4節 略
第5節 自動車修理工場(第18条・第19条)	第5節 <u>自動車車庫及び</u> 自動車修理工場(第18条・第19条)
第4章~第6章 略	第4章~第6章 略

附則

(ボイラー室の構造)

る室(発熱量の合計が70キロワット以上の火気を使用する設備を設けたものに限しる室(発熱量の合計が70キロワット以上の火気を使用する設備を設けたものに限 る。以下この条において「ボイラー室」という。)の構造は、次に定めるところに る。以下この条において「ボイラー室」という。)の構造は、次に定めるところに よらなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) ボイラー室とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は政令第112 条第13項に規定する特定防火設備で区画すること。

(出入口等)

|第11条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(公会堂及び集会場にあ|第11条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(公会堂及び集会場にあ っては、客席に固定式の<mark>椅子席</mark>を有するもの又は一の集会室の集会の用に供する つては、客席に固定式の<mark>椅子席</mark>を有するもの又は一の集会室の集会の用に供する 部分の床面積が200平方メートル以上のものをいう。以下<mark>この章及び次章において</mark> 部分の床面積が200平方メートル以上のものをいう。以下「興行場等」という。) 「興行場等」という。)の屋外の出入口(日常的に使用する出入口のほか、非常時」の屋外の出入口(日常的に使用する出入口のほか、非常時に使用できる出入口を含 に使用できる出入口を含む。以下この節において同じ。)は、次に定めるところに む。以下この節において同じ。)は、次に定めるところにより設けなければならな より設けなければならない。

(1)  $\sim$  (3) 略

(3) ボイラー室とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は政令第112 条第14項に規定する特定防火設備で区画すること。

(出入口等)

V

 $(1) \sim (3)$  略

略

前項第1号の表の客席部の定員は、次に定める算定方法により得られた数の合う 前項第1号の表の客席部の定員は、次に定める算定方法により得られた数の合

附則 (ボイラー室の構造)

|第10条 法別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、ボイラーを使用す|第10条 法別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、ボイラーを使用す| よらなければならない。

(1)及び(2) 略

計とする。

- 分にある椅子席の数に対応する数
- (2) 客席が連続した<mark>長椅子式の椅子席</mark>を設ける部分については、当該部分にある (2) 客席が連続した<mark>長いす式のいす席</mark>を設ける部分については、当該部分にある **椅子席**の正面幅を40センチメートルで除して得た数(1未満の端数を生じたと きは、これを切り捨てた数。以下この項において同じ。)
- (3) 略
- (4) 椅子席の配列形態が特定できない場合は、当該部分の床面積を0.5平方メート ルで除して得た数

第5節 自動車修理工場

(自動車修理工場の構造)

- |第18条 次の各号のいずれかに該当する建築物の一部を自動車修理工場(<mark>その</mark>用途第18条 次の各号のいずれかに該当する建築物の一部を<mark>自動車車庫又は</mark>自動車修理| に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。以下次条にお 工場 (これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のものを いて同じ。)の用途に供する場合においては、その用途に供する部分の主要構造部 除く。以下次条において同じ。)の用途に供する場合においては、これらの用途に を準耐火構造又は政令第109条の3第2号に規定する構造としなければならない。
  - (1)及び(2) 略

(他の用途部分との区画)

- ころによらなければならない。
  - (1) 政令第112条第12項で規定する場合を除き、当該部分とその他の部分とを準耐 (1) 政令第112条第12項及び第13項で規定する場合を除き、当該部分とその他の部 火構造とした壁又は法第2条第9号の2口に規定する防火設備で区画するこ と。
  - (2) 当該部分の床及び天井には、その他の部分に通ずる開口部は設けないこと。
  - (3) 略

(仮設興行場等に対する特例)

計とする。

- (1) 個人別に客席が区画された固定式の椅子席を設ける部分については、当該部 (1) 個人別に客席が区画された固定式のいす席を設ける部分については、当該部 分にあるいす席の数に対応する数
  - いす席の正面幅を40センチメートルで除して得た数(1未満の端数を生じたと きは、これを切り捨てた数。以下この項において同じ。)
  - (3) 略
  - (4) いす席の配列形態が特定できない場合は、当該部分の床面積を0.5平方メート ルで除して得た数

第5節 自動車車庫及び自動車修理工場

(自動車車庫等の構造)

供する部分の主要構造部を準耐火構造又は政令第109条の3第2号に規定する構 造としなければならない。

(1)及び(2) 略

(他の用途部分との区画)

- 第19条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合において、その用途に<mark>第19条 建築物の一部を自動車車庫又は</mark>自動車修理工場の用途に供する場合におい 供する建築物の部分(以下本条において「当該部分」という。)は、次に定めるとして、その用途に供する建築物の部分(以下本条において「当該部分」という。)は、 次に定めるところによらなければならない。
  - 分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第9号の2口に規定する防火設備で区 画すること。
  - (2) 当該部分の床及び天井には、その他の部分に通ずる開口部は設けないこと(消) 防用自動車車庫を除く。)。
  - (3) 略

(仮設興行場等に対する特例)

第28条 法第85条第5項及び第6項の仮設興行場等、法第87条の3第5項の興行場第28条 法第85条第5項及び第6項の仮設興行場等について、特定行政庁が安全上、

上支障がないと認めるものについては、第2章及び第3章の規定は適用しない。

<u>等及び同条第6項の特別興行場等</u>について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生 防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第2章及び第3章の規定 は適用しない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。